平成２７年（フ）第１３７号
奈良県大和高田市東雲町12番29号
債務者　大西　典行
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
奈良県大和高田市高砂町３番８－405号　ＨＫＤ－Ⅱ、前住所岡山県岡山市北区岡町８番14号　ベルハイム医大東503
債務者　中村　仁美
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
北海道北見市光西町187番地４　コーポラス光西１－201
債務者　梶田　清美
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
佐賀市朝日町３番24号　レオパレスアサヒ103
債務者　松崎　聡志
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
佐賀市川副町大字鹿江1362番地１　サザンクロス202号
債務者　荒木　啓子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
埼玉県熊谷市三ケ尻１番地３
債務者　鳥塲喜美子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２０号
大阪府和泉市葛の葉町１丁目５番22号
債務者　八尾五十四
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
大阪府泉大津市助松団地２番45―302号、前住所大阪府大阪市西成区玉出中１丁目８番23号
債務者　大岡　豊春
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
大阪府貝塚市堀３丁目27番８－408号
債務者　三浦　　浩
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
大阪府泉佐野市上之郷1727番地、前住所大阪府泉佐野市中町４丁目４番29―503号
債務者　道幸　宏章
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
大阪府泉南市信達牧野288－１－201、住民票上の住所大阪府泉南市信達牧野372番地の６
債務者　森田　俊之
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
大阪府泉南市信達牧野288－１－201、住民票上の住所大阪府泉南市信達牧野372番地の６
債務者　森田　睦美
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
大阪府阪南市下出582番地の３
債務者　樋口　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地42棟406号、前住所大阪府泉佐野市高松西２丁目5617番地602
債務者　大場　達也
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
大阪府岸和田市上野町東５番10号有料老人ホーム　ハートビレッジ岸和田106号室、住民票上の住所大阪府岸和田市中井町１丁目９番１号木内方
債務者　松田　　耕
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
岐阜県郡上市八幡町島谷1180番地６
債務者　和田　匡弘
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１８０号
岐阜市大蔵台１番12号
債務者　青島たくみ
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所